

一般事業主行動計画

令和8年4月1日

社会福祉法人鶴田町社会福祉協議会行動計画

職員が仕事と生活の調和を図ることができるよう、働きやすい雇用環境整備をすることで、その能力を十分に発揮できるようにするため、下記のとおり一般事業主計画を策定する。

1. 計画期間

令和8年4月1日～令和10年3月31日

2. 内容

目標1

子育てしやすい環境づくりへの取組
男性の育児休暇取得率50%を目指す

〈取組内容〉

令和8年4月～

- ・上司による業務優先順位付けや業務分担の見直しなどによるマネジメントの徹底を実施する
- ・上司を通じたお互い助け合う職場風土の醸成・育児参画の促進を実施する
- ・子の行事等への年次有給休暇（時間単位含む）の計画的利用

目標2

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現
年次有給休暇消化率50%以上にすること
所定時間外労働時間 月平均5時間以内とする

〈取組内容〉

令和8年4月～

- ・年次有給休暇の取得状況を調査、把握する
- ・年次有給休暇繰越分を10日以上保有している職員は、年10日以上年次有給休暇を取得する
- ・取得日数の少ない社員については、必要に応じて、個別に相談するなどしたうえで取得するよう働きかける。

【女性の活躍の現状に関する情報公表について】

(令和8年4月1日時点)

□管理職に占める女性労働者の割合

管理職員7名(100%)の内訳

●男性:4名(57%) / ○女性:3名(43%)

□労働者月あたりの平均残業時間

0.9時間

□男女の賃金差異

正職員 95%

有期雇用 111%

全ての労働者 95%